

令和2年4月1日

社会福祉法人松風会
花しょうぶの郷差別事象発生時の連絡マニュアル

当法人は、人権が尊重され、その人らしい自立した質の高い生活が送れるよう、入所者処遇の一層の充実を図っていく必要があると考えており、このため、下記のような日常業務を推進するとともに、施設内で差別事象が発生した場合に、迅速かつ適切な対応を行うため連絡マニュアルを作成しました。

今後は、この連絡マニュアルに基づき、迅速かつ適切に対応し、人権についての正しい理解と認識を深め、人権尊重の視点に立った質の高いサービスの提供に一層努めていきます。

記

1. 入所者への啓発

人権についてのパンフレットの配布・読み上げや掲示等、各施設が創意工夫して人権意識が育つような環境づくりを地道に取り組んでいく。

2. 入所者へのケア

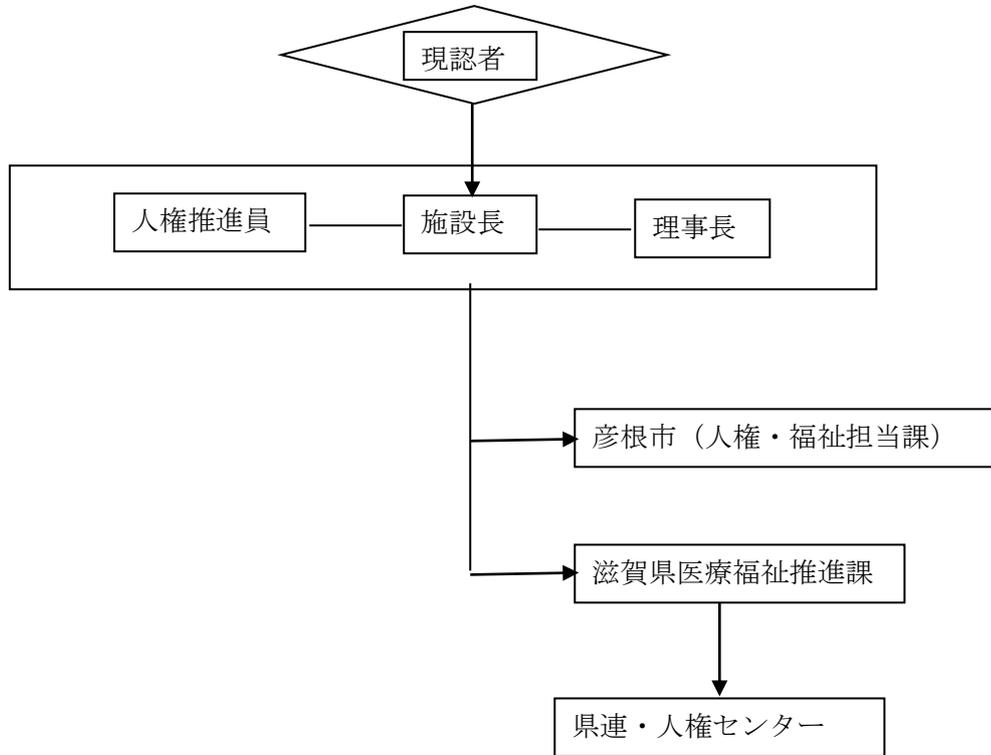
差別を受けた人が孤立しないよう、また、仲良く安心して生活が送れるよう施設職員や関係市町等が連携して話し相手や相談に乗るなどの支援に努める。

3. 職員への研修

施設や職員側の都合による不適切な身体拘束、高圧的・乱暴な言動などを行わないよう、入所者一人ひとりをかけがえのない存在として大切にし、職員が連携し一丸となって、高齢者の人権の尊重や尊厳の保持の立場に立った業務を遂行する。

さらに、人権意識の欠如による差別や偏見から引き起こされた問題が生じないよう、また、発生した場合、適切かつ迅速に対応できるよう、同和問題をはじめとする人権問題にかかる施設内研修や外部研修への参加等により、一層の人権意識の向上、自己研鑽に努めていく。

「花しょうぶの郷内における差別事象発生時の連絡マニュアル」



◇人権推進員とは、当法人における人権問題研修の窓口をいう。

◇マニュアルに基づき報告があった場合の対応

・法人、滋賀県、関係市町での調整会議の開催。

人権センター、県連との連絡・調整

・法人は、当事者のケアは必要に応じて専門家（医師等）の意見等も聞きながら対応する。

令和2年4月1日

社会福祉法人松風会
花しょうぶの郷軽費老人ホーム
花しょうぶの郷デイサービス